

■■■ 収支内訳書(農業所得用)の書き方：オモテ面 ■■■

農業所得(次の事業などから生じる所得)がある方

- ・農産物の生産、果樹などの栽培
- ・養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育
- ・酪農品の生産

▼農業所得用 に収入金額や必要経費などを記入し、右上の「農業所得」に「✓」を記入してください。

あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して市民税・県民税申告書に添付してください。

市民税・県民税申告書用
令和5年分 収支内訳書

□一般 農業所得 □不

住所 宮崎市 橋通西1-1-1 フリガナ 氏名 ミヤザキ タロウ 電話番号 0985-XX-XXXX 業種名 農業

● 一般用		□ 営業等		□ 雑(業務)		▼ 農業所得用		◆ 不動産所得	
科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額①		通信費ホ		販売金額①	2,177,000	修繕費リ	36,000	家賃収入①	
家事消費費②		広告宣伝費ヘ		家事・事業消費費②	186,000	動力光熱費ヌ	114,000	地代収入②	
<p>ウラ面に農業収入金額の明細を記入し、その合計を記入してください。</p>				雑収入③	27,000	作業用衣料費ル	12,000	権利金・他③	
				小計(①+②+③)④	2,390,000	農業共済掛金ヲ	9,000	計(①+②+③)④	
<p>ウラ面に農地や農機具の賃借料、共同利用施設の利用料の内訳を記入し、その合計を記入してください。</p>				農産物の期首⑤		荷造運賃手数料ワ	5,000	給料賃金⑤	
				農産物の期末⑥		土地改良費カ	10,000	減価償却費⑥	
<p>事業専従者の氏名等を記入してください。 ※ 下記参照</p>				計(④-⑤+⑥)⑦	2,390,000	他ヨ		貸倒金⑦	
				福利厚生費ル		雇入れ⑧	35,000	のタ	
<p>事業専従者の氏名等を記入してください。 ※ 下記参照</p>				小作料・賃借料⑨	30,000	のレ		借入金利子⑨	
				減価償却費⑩	265,249	減価償却費⑩	265,249	のソ	
<p>事業専従者の氏名等を記入してください。 ※ 下記参照</p>				貸倒金⑪		雑費ツ	2,826	損害保険料ロ	
				利子割引料⑫		経費計⑬	461,626	修繕費ハ	
<p>事業専従者の氏名等を記入してください。 ※ 下記参照</p>				租税公課イ	42,600	専従者控除前の所得金額(⑭-⑮)⑯	1,598,125	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063
				種苗費ロ	16,200	専従者控除⑰	799,062	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063
<p>事業専従者の氏名等を記入してください。 ※ 下記参照</p>				畜養費ハ		所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063	所得金額(⑰-⑱)⑰	
				肥料費ニ	98,000	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063
<p>事業専従者の氏名等を記入してください。 ※ 下記参照</p>				飼料費ホ		所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063	所得金額(⑰-⑱)⑰	
				農具費ヘ	28,000	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063
<p>事業専従者の氏名等を記入してください。 ※ 下記参照</p>				農業衛生費ト	50,000	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063	所得金額(⑰-⑱)⑰	
				諸材料費チ	38,000	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063	所得金額(⑰-⑱)⑰	799,063

○ 帳簿の記帳と保存について
個人で事業や不動産の貸付などを行う全ての方は、帳簿の記帳と領収書などの書類の保存が必要です。
農作物を収穫し販売や家事消費したものは収入金額として計上し、収穫・販売の年月日や数量などを帳簿に記載し、生産・出荷などに要した経費については取引の年月日や支払先の名称及び金額などを帳簿に記載します。日々の合計金額を科目ごとにまとめて記載するなど、簡易な方法で記載することも認められています。
帳簿の様式や種類には特に定めはありませんが、記帳した帳簿を基に収支内訳書が容易に作成できるように、項目をあらかじめ決めておき、整然とかつ明瞭に記入してください。
また、帳簿や請求書、領収書などの書類は以下のとおり保存する必要があります。
・収入金額や必要経費を記載した帳簿 → 7年
・棚卸表や請求書、納品書、領収書などの書類 → 5年
なお、スーパーやホームセンター、農協の購買などで事業に必要なものを購入した場合はレシートや明細を残し、日用品と事業に使うものを一緒に購入した場合は、事業に使うものの金額に印をつけ、区別できるようにしてください。

◆ 事業専従者の氏名等(共通)

経費	氏名(年齢)	続柄	従事月数
<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	宮崎 花子 (40)	妻	12月
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	()	()	()
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	()	()	()

◆ 給料賃金・雇人費の内訳(共通)

経費	区分	氏名	額	備考
<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	<input type="checkbox"/> 給料賃金 <input checked="" type="checkbox"/> 雇人費	佐土原 春子	46,800	宮崎市佐土原町△△△××××××
<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	<input type="checkbox"/> 給料賃金 <input checked="" type="checkbox"/> 雇人費	田野 和男	48,600	宮崎市田野町△××××××
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	<input type="checkbox"/> 給料賃金 <input type="checkbox"/> 雇人費	()	()	()

○ 専従者控除について
事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、6か月を超える期間その事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。
(1)配偶者は86万円、その他の親族は50万円
(2)専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)
なお、この専従者控除の額については、事業専従者の給与収入とみなされます。また、事業専従者である方は控除対象配偶者及び扶養親族にはなれません。

氏名住所は正確に記入してください。記載欄が不足する場合は、別紙(様式任意)に記入し、添付してください。
雇人費の支払いがある場合には、支払金額にかかわらず給与支払報告書の提出が必要です。

■■■ 収支内訳書(農業所得用)の書き方：ウラ面 ■■■

減価償却費の計算方法は、資産の取得時期によって異なります。

・平成19年4月1日以降に取得した資産・・・【定額法】

$$\text{資産の取得価格} \times \text{償却率} \times \text{使用月数} / 12 \times \text{使用割合} = \text{減価償却費}$$

・平成19年3月31日以前に取得した資産・・・【旧定額法】

$$\text{資産の取得価格の90\%} \times \text{償却率} \times \text{使用月数} / 12 \times \text{使用割合} = \text{減価償却費}$$

(例) 令和5年7月に軽トラックを80万円で購入、車両は事業用と自家用の兼用で年間を通じて使用しており、事業で使用する割合は80%の場合

$$\text{減価償却費の計算 } 800,000 \text{円} \times 0.250 \times 6 \text{か月} / 12 \text{か月} \times 0.8 = 80,000 \text{円}$$

減価償却費の計算 (共通)

経費	減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	取得 価額	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 又は 改定償却率	本年中 の償却 期間	本年分の 普通償却費 (⑧×⑨×⑩)	特別 償却費	本年分の 償却費合計 (⑪+⑫)	事業 専用 割合	本年分の 必要経費算入額 (⑬×⑭)	未償却残高 (期末残高)	摘要
<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	金属造倉庫	60㎡	12年4月	3,250,000	2,925,000	旧定額	24	0.042	12/12	122,850	—	122,850	100	122,850	332,313	
<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	木造倉庫	40㎡	15年1月	1,240,000	62,000	—	—	—	12/12	12,399	—	12,399	100	12,399	1	均等償却
<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	動力噴霧器	1台	4年4月	150,000	150,000	—	—	1/3	—/12	50,000	—	50,000	100	50,000	50,000	一括償却
<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	軽トラック	1台	5年7月	800,000	800,000	定額	4	0.250	6/12	100,000	—	100,000	80	80,000	700,000	
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産									/12							
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産									/12							
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産									/12							
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産																
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産																

販売した農産物の販売金額を記入してください。

減価償却資産の償却率など計算方法の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。新たに取得したもので計算方法が不明な場合は、申告会場にお越しいただく際に、取得した物品と取得価額が分かるもの(納品書や領収書など)を持参してください。減価償却費の計算方法が分からない場合は、空欄のまま申告会場へお越しください。その際は、前年の収支内訳書の控えをお持ちください。

収穫した農産物を家庭で消費したり贈答した場合に記入してください。販売している場合はその金額を基に、販売していない場合は市場価格を参考に、単価を求めて計算してください。

農業収入金額の明細 (農業所得用)

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事・事業消費の金額	農産物の棚卸高	
				期首 数量 金額	期末 数量 金額
農産物	水稲	100	840,000	120,000	
	大根	50	1,337,000	6,000	
	自家用野菜	5	60,000		
小計	155	2,177,000	186,000		
畜産物					
畜産物					
小計					
合計 (A+B)		① 2,177,000	② 186,000		

一般計	⑬	
農業計	⑭	265,249
不動産計	⑮	

小作料・賃借料の内訳 (農業所得用)

支払先の住所・氏名	区分	面積等	支払額
宮崎市清武町△△ ××××-× 清武 ハナ	<input checked="" type="checkbox"/> 小作料	10a	30,000
	<input type="checkbox"/> 賃借料		
	<input type="checkbox"/> 賃借料		

農地や農機具の賃借料、共同利用施設の利用料の内訳を記入してください。

不動産所得の収入の内訳 (不動産所得用)

区分	不動産の所在地 賃借人の氏名	年額

その他農業に関する販売金額以外のものを記入してください。

家事消費の金額の計算方法

(例) 米を160袋収穫し、そのうちの140袋を840,000円で販売、残りの20袋を保有米とした場合

$$\text{1袋当たりの販売単価 } 840,000 \text{円} \div 140 \text{袋} = 6,000 \text{円}$$

$$\text{家事消費の計算 } 20 \text{袋} \times 6,000 \text{円} = 120,000 \text{円}$$

※ 収支内訳書や申告書の記入について、ご不明な点がございましたら、右記までお問い合わせください。

宮崎市役所 市民税課
電話 0985-21-1748